

「小委員会の任命（No. 3/2549）」

2006 年

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

公印
(ガルダ)

投資奨励委員会命令

第 3/2549 号

小委員会の任命

2005 年 6 月 10 日付け投資奨励委員会命令第 1/2548 号により、6 つの小委員会が任命されたが、投資奨励を円滑化し、効率化するために、投資奨励委員会は 1977 年投資奨励法第 11 条、2006 年 10 月 27 日付け首相府命令第 204/2549 号および 2006 年 11 月 20 日に開催された第 4/2549 回投資奨励委員会会議の決議の権限により、2005 年 6 月 10 日付け投資奨励委員会命令第 1/2548 号を廃止し、以下の各小委員会を新たに任命する。各委員会の構成員と役割・権限は以下の通りである。

1. プロジェクト審査小委員会

1.1 構成員

(1) 投資奨励委員会事務局長	小委員会の委員長
(2) 投資奨励委員会事務局の投資顧問役	委員
(3) 投資奨励委員会副事務局長	委員
(4) 大蔵省代表	委員
(5) 天然資源・環境省代表	委員
(6) 経済産業事務局代表	委員
(7) 工場局代表	委員
(8) 国立科学技術開発事務所代表	委員
(9) タイ国中央銀行代表	委員
(10) 中小企業開発銀行代表	委員

- | | |
|--------------------|---------|
| (11) タイ国工業団地公団代表 | 委員 |
| (12) タイ国産業会議所代表 | 委員 |
| (13) 投資奨励委員会事務局の職員 | 委員および書記 |

1.2 役割と権限

以下の各号を審査し、承認するか否か決定する。

- 1) 土地代と運転資金を含まない投資金額が8千万バーツを超え、7億5千万バーツ以下のプロジェクトに対する投資奨励を認可する。そして、土地代と運転資金を含まない投資金額が8千万バーツを超え、主に輸出向け製品を生産する事業に対する投資奨励を認可する。
- 2) 土地代と運転資金を含まない投資金額が7億5千万バーツを超えるプロジェクトに対するプロジェクトの変更、税制上の権利と恩典の追加、条件の改正・緩和を承認する。

2. 不服申し立て審査小委員会

2.1 構成員

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 工業省大臣 | 小委員会の委員長 |
| (2) 工業省事務次官 | 委員 |
| (3) 勅令委員会事務局長 | 委員 |
| (4) 経済産業事務局の局長 | 委員 |
| (5) タイ国産業会議所の会長 | 委員 |
| (6) タイ国商工会議所の会長 | 委員 |
| (7) Mr.ワナー・ラタナウィット | 委員 |
| (8) 投資奨励委員会事務局の職員 | 委員および書記 |
| (9) 投資奨励委員会事務局の職員 | 委員および副書記 |

2.2 役割と権限

- 1) 委員会の決議に対する不服申し立てがある場合、それを検討・審査し、委員会に意見を提案する。

- 2) 委員会から任命・委任された各小委員会の決議又は委員会から委任された事務局の決議に対する不服申し立てを審査・判断して、委員会に報告する。
- 3) 委員会から委任される職務を遂行する。
- 4) 小委員会が審査する事項に関する事実又は意見を提供してもらうために、国の関係者又は機関を招待する。
- 5) 不服申し立てを申請する権利、審査方法および不服申し立ての審査に関する規程を制定する。当該規程は委員会から承認されると、施行できる。

3. 税制上の権利・恩典小委員会

3.1 構成員

(1) 大蔵省事務次官	小委員会の委員長
(2) 投資奨励委員会事務局長	委員
(3) 関税局長又は代表者	委員
(4) 投資奨励委員会副事務局長	委員
(5) 商務省代表	委員
(6) 財務経済事務局代表	委員
(7) 国立社会経済開発事務所代表	委員
(8) 経済産業事務局代表	委員
(9) 国税局代表	委員
(10) タイ国商工会議所代表	委員
(11) タイ国産業会議所代表	委員
(12) 投資奨励委員会事務局の職員	委員および書記

3.2 役割と権限

- 1) 以下の各号を検討し、委員会に意見を提案する。

1.1 1977年投資奨励法第50条による輸入禁止又は第49条に基づいた特別手数料の設定

1.2 被投資奨励者の事業を保護し、その保護に合わせて被投資奨励者の製品の最高販売価格を設定する。

1.3 税制、仕組と徴税の方法による投資奨励の問題及び苦情の申し立て

2) 一社当たり年間1億バーツ以下の減税について、第30条による原料・必需品の減税を審査・承認する。

3) 委員会から委任された他の業務

4. 法務小委員会

4.1 構成員

(1) 勅令委員会事務局長	小委員会の委員長
(2) 投資奨励委員会事務局長又は代表者	委員
(3) 商務省代表	委員
(4) 関税局代表	委員
(5) 国税局代表	委員
(6) 経済産業事務局代表	委員
(7) Mr.ゴーン・チャンティクン	委員
(8) 投資奨励委員会事務局の職員	委員および書記

4.2 役割と権限

1) 委員会又は事務局が協議するか、小委員会が委員会に審査を依頼すべき投資に関する法律問題を審査し、意見を提案する。

2) 投資奨励に関する法律上の実施問題および障害を審査し、意見を委員会に提案する。また、その問題や障害の解決方法を提案する。

5. 既存事業に対する第 36(1)、(2)条の権利・恩典管理小委員会

5.1 構成員

(1) 投資奨励委員会事務局長	小委員会の委員長
(2) 投資奨励委員会副事務局長	委員
(3) 関税局代表	委員
(4) 輸出振興局代表	委員
(5) 産業振興局	委員
(6) 国税局代表	委員
(7) タイ国商工会議所代表	委員
(8) タイ国産業会議所	委員
(9) 電気・電子機関代表	委員
(10) 投資奨励委員会事務局の職員	委員および書記
(11) 投資奨励委員会事務局の職員	委員および副書記

役割および権限

- 1) 第 36(1)、(2)条による権利・恩典が付与される者の資格と選定基準の制定
- 2) 第 36(1)、(2)条による権利・恩典の適用に関する規程と手続きの制定
- 3) 委員会の定めた方針になるように監督する。
- 4) 実行委員会を適切に任命する。

以上、告示日より施行する。

発令日 2006 年 12 月 4 日

(Mr. Kosit PANPIEMRAS)

副首相

投資奨励委員会の委員長